大分県「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」

大分県のビジョンを次ページ以降に公開します。

大分県内で「第 1 の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【大分県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼≪申請者→大分県≫
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 **≪大分県≫**
- ③確認書の作成 ≪大分県≫
- ④「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡・ 確認書の交付 ≪大分県→申請者≫
- ⑤申請 ≪申請者→センター≫
- ・申請者は、申請書に自治体等から付与された<u>管理ナンバーを記入、交付され</u> た確認書を添付の上、申請書類一式をセンターへ送付してください。(申請書 に自治体の承認印、サインは必要ありません)
- ⑥申請受付 《センター》

上記フローは、大分県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

大分県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名:大分県商工労働部工業振興課 エネルギー政策班

電話番号: 097-506-3263

大分県次世代自動車充電インフラ 整備ビジョン



平成25年6月(初版) 平成27年3月(第1回改定) 平成27年9月(第2回改定)

1. ビジョン策定の趣旨

- ・大分県では「大分県エコエネルギー導入促進条例(平成15年4月1日施行)に基づき、エコエネルギー導入促進の指針となる基本計画として「大分県新エネルギービジョン」(以下、「新エネビジョン」)を策定(平成23年3月改訂)
- ・新エネビジョンでは、太陽光発電や地熱(温泉熱)発電などの再生可能エネルギーの導入目標に加え、電気自動車等を含むクリーンエネルギー自動車についても項目に掲げ、普及拡大に取り組むこととしている。

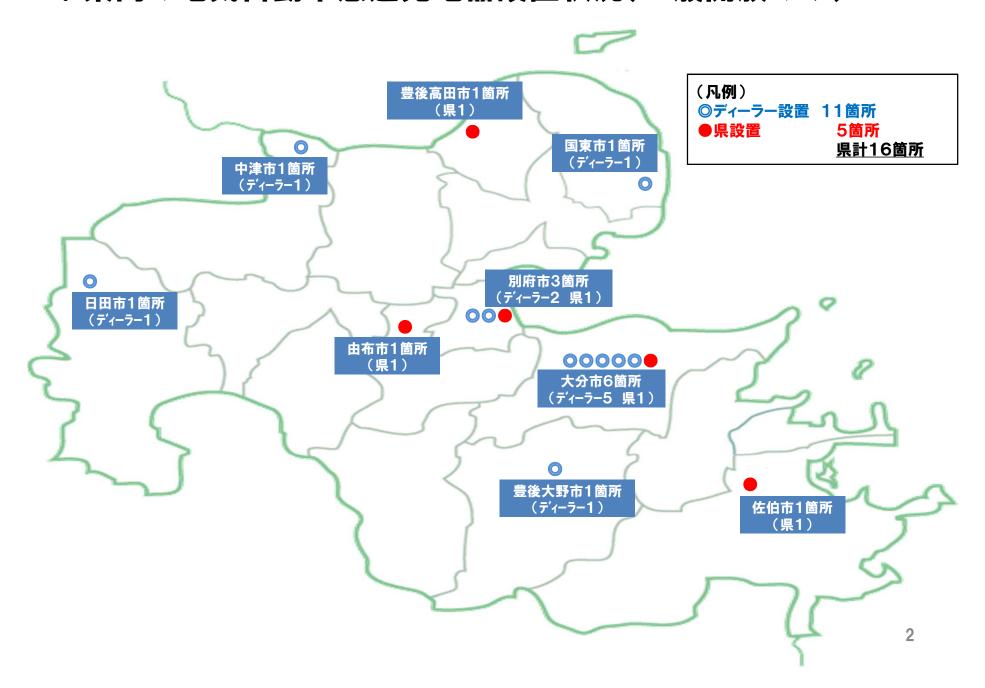
【新エネビジョンでのクリーンエネルギー自動車導入目標】

エネルギー区分	実績	27年度導入目標	増加台数
クリーンエネルキー自動車	6, 915台 (21年度末)	55, 800台	48, 885台
うち電気自動車	310台 (24年度末)	2, 785台	2, 475台

※電気自動車の実績は国土交通省九州運輸局「燃料別等自動車保有台数」より

・今回、自治体等の計画に基づく充電施設の設置に関しては、購入費と取り付け工事費の3分の2を補助するとした、国の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」を活用し、新エネビジョンに掲げた県内におけるクリーンエネルギー自動車の普及拡大を促進するため、「大分県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン(以下、「ビジョン」)」を策定することとした。

2. 県内の電気自動車急速充電器設置状況(一般開放のみ)



3. ビジョンでの必要箇所数の考え方

| 県内電気自動車の普及拡大に向けた充電設備の整備について

現状(平成24年)

- ·電気自動車保有台数 310台
- ・一般開放の充電設備数 16箇所
 - ・・・充電設備1箇所あたりの電気自動車台数 19.4台

導入目標(平成27年度末)

- ·電気自動車保有台数 2,785台
- ・一般開放の充電設備数 144箇所(2,785/19.4) ※128箇所の増設が必要

川 県外からの観光客等に対する充電設備の整備について

県外からの電気自動車等利用者への対応を図るため、観光地を中心に、上記 I に加え211箇所の設置を必要数として見込む

【充電設備設置目標箇所数】

Ⅰ128箇所 Ⅱ211箇所 <u>計339箇所</u>

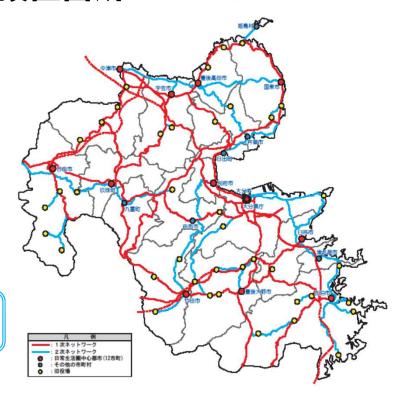
4. ビジョンの対象となる充電設備の設置箇所について

①主要幹線道路(国道毎·急速充電設備) 【主要幹線道路である、県内国道沿い またはその付近に設置するもの】

※国道別に40kmごとに1箇所の割合 但し、電気自動車保有台数の多い福岡県と接続し、 交通量の多い国道10号及び210号については 30kmごとに1箇所とする。

《想定される設置箇所》

道の駅、ガソリンスタンド、自動車販売店 など



②県内全域(市町村毎・急速充電設備または普通充電設備) 【観光施設、商業施設等を中心に設置するもの】

※市町村別に充電設備設置箇所数を設定 人口、面積、観光客数などに応じて、設置箇所数を算定

《想定される設置箇所》

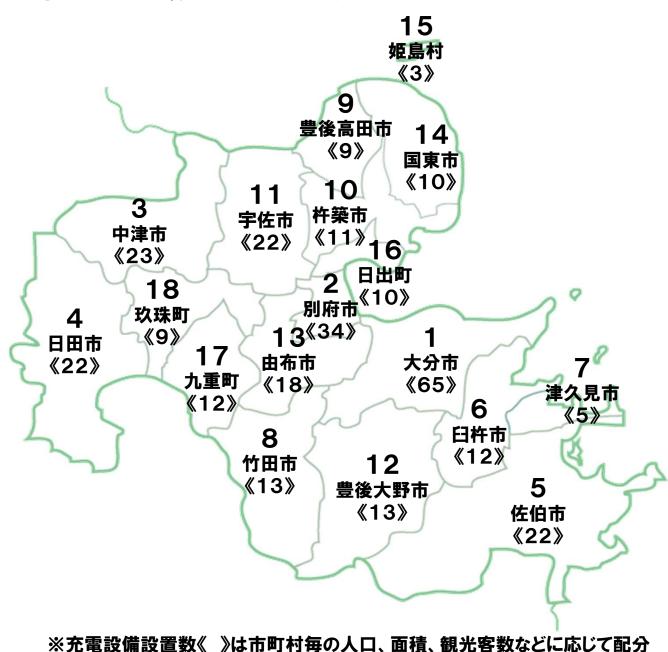
レジャー施設等の観光施設、ショッピングセンター等の商業施設、ホテル・旅館等の宿泊施設、 空港・駅等周辺の駐車施設 など

5. ビジョンの対象とする設備設置箇所リスト

①主要幹線道路(急速充電設備)・・・26箇所

対象路線 (国道)	県内管理 延長(km)	県内始点	県内終点	備考	充電設備 設置箇所数
10号	162	中津市相原 (福岡県県境)	佐伯市宇目大字重岡 (宮崎県県境)	30kmごと	5
57号	64	豊後大野市犬飼町久原 (久原交差点)	竹田市小塚 (熊本県県境)	40kmごと	2
197号	41	大分市佐賀関 (佐賀関港フェリーターミナル)	大分市高砂町 (大道入口交差点)	"	1
210号	101	日田市川下 (福岡県県境)	大分市高砂町 (大道入口交差点)	30kmごと	3
212号	87	中津市中央町 (豊陽交差点)	日田市高瀬 (高瀬交差点)	40kmごと	2
213号	112	速見郡日出町 (堀交差点)	中津市中央町 (豊陽交差点)	"	3
217号	64	大分市佐賀関 (佐賀関港フェリーターミナル)	佐伯市弥生大字小田 (番匠交差点)	"	2
326号	40	佐伯市宇目大字南田原 (宮崎県県境)	豊後大野市犬飼町下津尾 (下津尾交差点)	"	1
387号	72	宇佐市法鏡寺 (法鏡寺交差点)	日田市上津江町川原 (熊本県県境)	"	2
388号	44	佐伯市駅前2丁目 (佐伯駅前交差点)	佐伯市蒲江大字葛原浦 (宮崎県県境)	"	1
442号	70	大分市羽屋 (羽屋交差点)	日田市中津江村合瀬 (福岡県県境)	"	2
500号	59	別府市汐見町 (九州横断道路入口交差点)	中津市本耶馬渓町曽木 (曽木交差点)	"	1
502号	46	臼杵市福良 (土橋交差点)	竹田市飛田川 (天神交差点)	"	1

②県内全域(急速充電設備または普通充電設備)・・・313箇所



No	市町村	充電設備 設置箇所数
1	大分市	65
2	別府市	34
3	中津市	23
4	日田市	22
5	佐伯市	22
6	臼杵市	12
7	津久見市	5
8	竹田市	13
9	豊後高田市	9
10	杵築市	11
11	宇佐市	22
12	豊後大野市	13
13	由布市	18
14	国東市	10
15	姫島村	3
16	日出町	10
17	九重町	12
18	玖珠町	9

16

6. ビジョンの対象となる充電設備の要件について

ビジョンに基づく充電設備は下記の要件を満たすものに限ります。

- i 今後新設される充電器(中古品を除く。)であること
- ii 充電設備の場所を示す案内板を設置すること
- iii 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること
- iv 充電設備の利用を他のサービスの利用または物品の購入を条件としていないこと (ただし、駐車料金等、一般社団法人次世代自動車振興センターが特に認める 料金の徴収は可とする)
- v 利用者を限定していないこと(ただし、会員制などとしていても、その場で料金を 支払うことで充電設備を利用できるのであれば、条件を満たすこととする)
- vi 充電設備の設置場所について、大分県のホームページ等で公表することに同意 すること。